

令和 6 年 11 月 14 日

第90回世田谷区地域保健福祉審議会

午後 6 時30分開会

○保健福祉政策課長 第90回世田谷区地域保健福祉審議会を開会する。

保健福祉政策課長である。本日は、今期最初の審議会となる。会長を選出するまでの間、私が代行して進行をさせていただく。

今回の審議会は、マイクロソフトTeamsを併用したオンラインと対面の併用開催である。

Teamsにて出席している委員の皆様には発言方法について案内する。マイクはミュートに設定し、発言の際には画面上の挙手ボタンを押し、指名を受けたらミュートを解除し、名前を言った後、発言願う。発言が終わったら再度ミュート設定を願う。また、各自での会議の録音、録画は遠慮願いたい。

なお、区民傍聴、区側出席者も一部オンライン参加である。区民傍聴及び区側出席者はマイクをミュートにし、カメラもオフにしてもらいたい。

委員各位には、2年間の任期として委嘱している。今回、略式で委嘱状を机上に置いている。オンラインで参加の委員には事前に郵送しているので、確認願う。

今期、新たにお問い合わせした委員各位を紹介する。

(委員の紹介、挨拶)

○保健福祉政策課長 今期、最初の審議会となるので、初めに、事務的なことについて確認する。従前の審議会と同様、会議の傍聴を可能とする。議事録は、概要をまとめたものを委員各位に確認いただいた後、発言者名を伏せ、当日資料とともに、区政情報センターやホームページで閲覧できるようにする。従来同様、審議会備えつけ資料として、諸計画等をボックスに入れ、机上に用意している。Teams参加の委員には、事前にホームページのリンクを掲載した一覧を送付している。

本審議会の会長、副会長の選出を願いたい。会長、副会長は世田谷区地域保健福祉推進条例施行規則第3条第1項の規定に基づき委員各位の互選となっている。自薦、他薦はあるか。

(なし)

○保健福祉政策課長 なければ、事務局から推薦したいが、異議ないか。

(異議なし)

○保健福祉政策課長 事務局としては、前期に引き続き、会長に中村秀一委員、副会長に和気純子委員をお願いしたいと思う。異議なければ拍手にて承認願いたい。

(拍手)

○保健福祉政策課長 会長より一言挨拶願いたい。

○会長 この審議会は結構忙しくて、3年に1度、介護保険、障害関係の計画をつくらなければならないという任務もある。様々な保健福祉、子ども・子育ての課題がある。審議会としては、世田谷区の区民の保健と福祉の向上のために貢献していきたいと思う。今回は、4人の新しい委員を迎え、20人の委員で、よい議論をしていきたいと思うので、よろしく願います。副会長にはよろしく願います。

○保健福祉政策課長 以降の議事は会長に願いたい。

○会長 事務局に資料確認を願う。

○保健福祉政策課長 本日の資料は、事前に送付し、本日、持参いただくこととなっている。

(資料確認、省略)

○会長 議事に入る。

本日は、報告案件が3件、全区版地域ケア会議、資料配付が1件、その他が1件となる。

報告案件に移る。

報告(1)区の包括的支援体制について(重層的支援体制整備事業)について、事務局より説明願う。

(保健福祉政策課長 資料1 区の包括的支援体制について(重層的支援体制整備事業)について説明、省略)

(世田谷区社会福祉協議会自立生活支援課長 資料1 区の包括的支援体制について(重層的支援体制整備事業)について説明、省略)

○会長 報告について、質問、意見はあるか。

○委員 2点質問がある。聞き逃したかもしれないが、世田谷区の包括的支援体制についてのパワーポイントの12ページ目、福祉の相談窓口の相談の内訳である。先ほど生活困窮・就労相談が増大していたという話があったが、ほかの自治体と比べて特に増大しているのか、日本全体として上がっているのか。また、原因があれば教えてもらいたい。

○保健福祉政策課長 全国の調査はしていないが、平成28年度との比較である。平成28年度は11%であったが、それが17.1%に増加した。

○委員 不景気だからとか、原因は分かるか。

○保健福祉政策課長　そこまでは分析していない。

○委員　気になったのは、私の住んでいる地域での感想であるが、コンビニエンスストアのカスハラとか、家の前でカップルとか親子がけんかしているのが、ここ五、六年、七、八年ですごく増えた。それまで全然見ることはなかったが、夜、ランニングに行くと、そういうのが増えたという実感があったので、不景気なのかと気になった。ほかの自治体と比べて特にということであれば、世田谷区の問題点なので、そこが深掘りができればいいと思った。

○委員　児童館が入って四者連携になったということであるが、児童館の機能が今までの説明、資料から分かり切れなかったのもう少しいろいろな実践が進んだところで、児童館について整理していただけたら、改めて報告いただきたいと思った。

○保健福祉政策課長　次回報告する際には児童館の部分も入れ込んで報告したいと思う。

○委員　これまで三者連携、四者連携、ひきこもりに特化した形の重層が今年から広がったということであるが、それでどういう変化が起きているかをお聞きしたい。今回、保健福祉センターが28地区をバックアップするようになったのが大きな点であるが、その辺がどのような形で表れているか、それが重層的支援会議の内容とか支援会議の中身が、今までひきこもり特化でやってきたものにどのような変化が表れているか。もう一つは、先ほど参加支援の例を挙げられたが、重層の狭義の考え方と言うと、重層的支援会議の支援プランに基づいた参加支援という形のものが一番狭い形で考えられているが、そういうものが実際生まれているかどうかを教えてください。

○会長　要は、4月から始まった事業であるが、半年経過して、何かそういう動きがあるかどうかという質問だと思うが、いかがか。

○世田谷総合支所保健福祉センター所長　多機関協働事業で、保健福祉センターが事業者になってスタートし、まだ支援会議につながっている事例は少ないが、各総合支所ごとに二、三件ずつ支援会議に上げている。その中で見えてきたものが、今まで単体で行ってきたものを多機関で行っていく中で、ひきこもりの部分は既にぷらっとホーム世田谷で行っているが、こちらで、ごみ屋敷とか、精神疾患を抱えた方、近隣住民とのトラブルが目立ってきている。その点については今までも相談がそれぞれの機関に入っており、それをそれぞれで受けていたが、多機関協働事業に乗せることによって、その中でそれぞれの役割分担をきちんと決めて、さらにそこで方向性、支援の方針を決めて支援していくという整理ができてきたということで、すぐそれで動いているケースもかなりある。

○委員 保健福祉センターが支援会議という形で関わるようになってきたのは非常にいい傾向で、28地区で現場で頑張っている皆さんのバックアップになってきていると思うので、今後の発展を楽しみに伺いたいと思う。

○世田谷区社会福祉協議会自立生活支援課長 参加支援についてプランに含めているかどうかであるが、現時点で多いのが、当事者の同意というよりも、参加者に守秘義務を課した支援をどうしていくかという支援会議が、ぷらっとホーム世田谷では多くなっており、本人の支援プラン作成までいかないもののがかなりある。支援プランを立て実施した例もある。

○委員 支援会議について、多機関ということであるが、座長、もしくは決定する人がいるという認識でよいか。懸念しているのは、行政でもよくあるが、多機関が幾つか集まると、足並みがそろわないとき、特にどちらの所管にもなり得るみたいなきに、どう決定しているのかみたいなのがあれば、そのときの工夫として、こういうケースはこちらのほうに向いているとか、こちらのケースはこちらとか、そういう分け方が決まっているか、もしくは類型化されているのがあれば教えてもらいたい。

○世田谷総合支所保健福祉センター所長 特にかっちりとした決めはないが、今、保健福祉センターでは、多機関協働事業に対応するために、生活支援課に担当の職員を置き、そこで調整役という形で振り分けを行うという役割を担っている。まず、多機関協働事業に上がってきた場合に、はっきりとした担当する部署があれば、そこで多機関協働事業者ということで成り立つが、それがはっきりしない場合は調整役で割り振りをして、最終的には保健福祉センターの所長で采配して決める流れになっている。

○委員 生活支援課の方の割り振りの構成、すみ分けが一番難しいところとか、兎相もそうであるが、ある部分がすごく大きくなってくるとか、そういう傾向があれば、今後の計画に生きると思う。今後積み重ねていって、はざままで消極的権限争いではあるが、微妙なラインみたいなものがある。よくあるのは、決めるときに、所管はここであるが、人員が逼迫しているので、今はこちらとか、そういう柔軟な対応なのか、それとも、かっちり決めるほうがいいのかという、そういう役割分担が見えてくると、現場の人たちも、どういうところに話をしたほうがいいのか分かりやすくしていくのかなと勝手に思ったところである。

○委員 説明があったようにも思うが、少し分かりにくかったので、もう一回確認したい。

多機関協働事業の26ページのスライドで、本人の同意がない場合は支援会議、本人の同意がある場合は重層的支援会議と分かれている。最も困難なケースは本人の同意がないケース、しかも、そういうケースが一番難しいというか、一番支援が必要かと思うが、認知症の高齢者とか、同意があるようなないような、非常にグレーなケースも実は非常に多く、支援している間に同意なるものがだんだん形成されたりということもあるかと思うが、この振り分けはどういう意味で振り分けているのか教えてもらいたい。

○保健福祉政策課長 支援会議と重層的支援会議の違いは、本人の同意が得られた得られないでの違いである。

○委員 やっていることは同じか。

○世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課長 支援会議も重層的支援会議も基本的には本人同意の有無にかかわらず、守秘義務をかけて行う会議になる。重層的支援会議は、本人の同意がある場合に、本人を含めた会議ができる。本人が拒否されていたりとか、同意が得られない場合は、支援機関のみで支援会議を行い、どのように支援していこうとか、環境づくりを進めていこうか、サービスを入れていこうかというところを検討しなければいけないので、そういう会議の内容の違いになるのかと思う。

○委員 「リンク」の体制みたいなところをもう少し詳しく教えていただきたい。重層的支援会議の開催件数も支援会議の開催件数もプランの作成件数も大変膨大で、会議の運営から個別支援まで相当業務の範囲が広いのではないかと思うが、どれぐらいの体制で担っているのか教えてもらいたい。

○世田谷区社会福祉協議会自立生活支援課長 「リンク」であるが、社会福祉協議会だけが担っているのではなくて、若者総合支援センター、メルクマールセタがや、この2機関が運営している。ぷらっとホーム世田谷では、生活困窮の支援を中心に支援を行い、メルクマールセタがやのほうは、心理士等の専門家集団であるので、メンタル面のフォローを中心に関わるということで、最初に相談に来られた方に対してアセスメントを両者で入っていくという形にしている。両者がアセスメントを行い、それに基づいてどのような支援がいいのか毎週検討会を行い、支援を継続していく形になっている。なお、この体制は、ぷらっとホーム世田谷の中には4名の「リンク」担当を置いている。また、メルクマールセタがやでも4名の「リンク」の担当がいる。ただ、委員指摘のとおり、一度関わると、自身のほうから、やっぱり違ったなということで降りられる方もいるが、一たび支援が始まると、長期的に丁寧な支援という形になる。

○会長 質問なりが尽きないと思うが、全体の進行上かなり時間が経過しているので、追加の質問等があれば、ペーパーなりで提出していただきたい。

報告（２）障害者や高齢者に対する福祉緊急対応等の支援の強化について、事務局から説明願う。

（保健福祉政策課長 資料２ 障害者や高齢者に対する福祉緊急対応等の支援の強化について説明、省略）

○会長 ただいまの説明について質問等はあるか。

○委員 ヘルパー報酬のところに、１時間の単価を増額というのは、プラス１時間分が支給されるのか。大変なお仕事だと思うが、そもそも、もともと低いと思っている報酬なので、そもそもの事業に当たっているときは増額があり、プラス、前後で１時間つけてくれるならいいと思うが、なかなか手がない状況で、お金のことで申し訳ないが、この事業に関わるときだけは単価が違うみたいなことができないのかと思った。もちろん、スーパーバイズとか、専門家がついてくれるのはありがたいが、本当にやるのは現場の方なので、そこにきちんとあったほうがいいと思ったが、どのような状況なのか。

○会長 要は単価増はどういうことなのかという質問だと思う。

○委員 それと意見である。

○保健福祉政策課長 委員おっしゃるとおり、ヘルパーは本当に大変な業務を担っていただくということで、記載のとおり、「ヘルパー１名１時間あたりの単価を増額」して支払うことで考えている。これは障害も高齢も同じように増額していく。それで担い手を確保しながら、こういった体制をつくっていきたいと考えている。今、ヘルパー事業者等について調整している。

○委員 どちらもサービス期間が原則１か月から３か月の範囲内となっているが、根拠はどうして１か月から３か月なのか教えてもらいたい。

○保健福祉政策課長 まずはケース会議等を行い、この方に対してどういったサービスが必要かということで、目標を立てる。その人についての目標を１か月から３か月をめぐりに支援していくことで立て、もちろん１か月、３か月たった後で、もう一度ケース会議を行い、さらに必要であれば、その時点で考えていく。ゴールを定めというところで、まずは１か月～３か月と定めている。

○委員 似たような質問になるかもしれないが、措置による介護サービスの提供というのは、措置を一度すると３か月では終わらないと思う。３か月たったから措置を解除すると

いう話にはならないと思うが、その辺はどうなのか。要は、ほかの単価のアップにしても、永続的にしてくれないと、現場の方は、3か月だけかみたいになってしまうと思う。

○世田谷総合支所保健福祉センター保健福祉課長　今回、緊急福祉対応で拡充したヘルプサービスは法外のサービスになり、区が独自に料金設定をして、高い金額でヘルパー2名体制で入っていただく。例えば通路も空いていないようなごみ屋敷に法内サービスがヘルパーすら入れない。本人が入れていいと言われたとしても、法内サービスが入れないような状況があるので、そこを1か月から3か月の間に片づけて、法内サービスにつなげていく期間を考えており、そこで契約に切りかえていって法内サービスを入れていくとか、あるいは拒否がある方に同じ方が関わることで心を開いていってサービスを入れていただく期間を設けるということで、本人にも、今回は特別なので、一般的には料金をいただいて契約してやるのだと言いながら、今回は措置で入れさせていただくみたいな期間を考えており、それが1か月から3か月ぐらいである。特別な期間をあまり長くしてしまうと、今度は、今まではこれで入れてもらったのにという、逆の不満も出てくることもあるので、期間を定めている。

○会長　全く区の独自のシステムで、まずは法に基づくサービスではないということが前提になっているという説明をいただいたように思う。

(3) 避難行動要支援者支援事業の進捗について、保健医療福祉推進課長から説明願う。

(保健医療福祉推進課長　資料3　避難行動要支援者支援事業の進捗について説明、省略)

○委員　2ページ目の今後の取組みの(2)の調査項目の見直しというあたりで、福祉避難所運用が1つ例として挙げられているが、ほかに挙げられている項目があれば教えてもらいたい。

○保健医療福祉推進課長　5番の(2)では、まず在宅避難推奨に合わせて足りない項目について見直しが必要なところは考えている。また、あわせて、在宅避難ができない場合についても、どういった項目が必要になるかを検討し、新たな項目をつくらせていただければと考えている。

○委員　でき上がったらまた教えてもらいたい。

○委員　避難行動要支援者の定義があると思うが、この定義に入らなくてグレーゾーンの方の課題みたいなことはどういった場面で検討するのか。ここに入らない人はいないのか

だけ伺いたい。

○保健医療福祉推進課長 こちらの定義に入らない場合でも、避難要支援者といった形で定義をしている。例えば外国の方、グレーゾーンの方も入るが、そちらの方についても併せて見守りをできればと考えている。

○委員 全然進んでいない地域の事例を幾つか聞いていたので、世田谷区はすごいなと思って伺っていた。居宅介護支援事業者等に委託しているということであるが、実際、避難をどのようにするかというときに手伝う、直接支援するのは、こうなると結局は介護事業所とか、居宅介護支援事業所という専門職がやることになっているケースは多いのか。計画の中身はどうか。

○保健医療福祉推進課長 計画の中身であるが、緊急連絡先として親族の欄がある。そこには連絡先の氏名、続柄、電話などを書くことになる。あわせて、親族以外の支援者を書く欄がある。そちらについても、氏名、関係、電話番号等を記入する。こちらの計画に沿って避難を進めるようお願いしている。

○委員 連絡先等を把握して、誰が関わっているかが把握されているという状態なのか。

○保健医療福祉推進課長 介護系の関係の人は、相談していれば計画のほうに支援者が現れているような形になっている。

○委員 6番の今後のスケジュールで、令和6年12月から指定特定相談支援事業者等の訪問調査となっているが、町会としても避難者行動要支援の締結を世田谷区と結んでいる。それと重複していないのか、内容は一緒なのか、その辺を聞きたい。

○保健医療福祉推進課長 こちらは計画が未作成者の方に対して行うものである。

○委員 バッティングはしないのか。

○保健医療福祉推進課長 バッティングは場合によっては可能性もある。

○委員 バッティングする可能性も出てくるのでないか。

○保健福祉政策部長 レスポンスがあまりない方が対象になってくるので、町会が日頃関わっている方、オーケーしている人が町会と関わるようになるので、恐らくバッティングしないと思うが、数多くやるので、中には重なる人も出るかもしれない。ただ、それはレアケースと考えている。

○会長 報告については以上である。

全区版地域ケア会議を開催する。地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの実現のために、介護保険法により制度的に位置づけられた会議で、世田谷区では、先ほど包括的支援

体制などで説明があった28地区と5地域、そして全区という3層構造で地域ケア会議が行われることになっている。当審議会は、世田谷区での全区版地域ケア会議の場として位置づけられているので、これからの議論は、全区版地域ケア会議としての審議会での議論になる。審議会は、政策の立案に向けた提言に関することを検討する機能を果たすことが求められている。この機能は、28地区の地域ケア会議などで議論されて、難しいものは5地域の地域ケア会議に上がり、そういう中で、これは全区版で議論してほしいという要請があったものがテーマとして挙がってきている。本日は、第8回全区版地域ケア会議となる。

事務局より説明願う。

（保健福祉政策課長 資料4 全区版地域ケア会議（金銭管理）について説明、省略）

（生活福祉課長 資料4 全区版地域ケア会議（金銭管理）について説明、省略）

○会長 第7回に引き続き、金銭管理の問題を取り上げる。その後、区のほうで支援者へのアンケート調査をしていただき、いろいろな状況が把握できたということと、金融機関との意見交換をしていただいたという報告があった。それから、金銭管理問題の区としての対策案として、あんしん事業は社会福祉協議会がやっておられる事業で、社会福祉協議会に本人が申し込んだ場合に、社協がサービス開始まで2か月ほどかかる、この空白期間をどうするのかということが前回議論になり、区のほうで対応する案を考えていただいたということと、もう一つは、成年後見につながる部分は、成年後見が成り立つまでの間、緊急的な金銭管理を緊急時の対応ということで案をつくり、できれば区内の調整を経て来年度には運用を開始したいという話であった。委員からの意見を頂戴したいとのことであるので、コメント、質問があれば願います。

○委員 19ページの金融機関の協力について、この間、アンケート調査で、各信金に聞いたと言われたが、金融機関の業界全体として、世田谷区の場合は世田谷区全体の金融機関に相談しないと、例えば昭和信金だけで動き出すと問題があって、何で先に昭和信金とやったのかということになるので、世田谷区は世田谷区全体の信金が協定を結ぶ場合には規約をちゃんと決めないと駄目なのではないか。一番問題は、信金全体の協力関係がないとなかなかできないのではないかという話であるが、その辺はどういうことで今後進めていくのか。

○会長 金融機関との相談、協議について、進め方の質問だと思うが、いかがか。

○保健福祉政策課長 世田谷区内にある信金全体にという話であった。世田谷区内にある信金に声かけをして話をしていきたいと思う。

○委員 今後、規約をつくる場合にはその辺のお互い信金との話合いを詰めていかないとなかなか難しいのではないかと思う。シャドウワークの場合の話があったが、お金が欲しいという場合、事前に動いてしまう人がある。その場合の対策として、1人で行くのではなくて、2人で行動するということの動きの仕方をしていかないと、1人で印鑑を預かっていくと問題が発生する可能性があるのも、その辺も今後の課題ではないかと思う。

○会長 課題を2つ提案いただいたので、よろしくお願いします。

今の話が出たのは、23ページ、金融機関との意見交換についての話になったと思うが、意見交換について何か経過があるのか、どうして金融機関と意見交換になったのかという疑問だと思うが、そこら辺についてはいかがか。

○保健福祉政策課長 事前に見守り協定等を締結している信用金庫に話を伺おうと思って声かけしたのと、ゆうちょ銀行については、高齢者の方は結構多く預金されているということで、ゆうちょ銀行にも声かけした。三菱UFJ信託銀行は、銀行からこちらに提案、話があるということでいらっしゃったので、意見交換を行った。委員おっしゃったように、ほかの信用金庫もということであったが、こちらとしても、区内にある信金に意見交換、声かけしていきたいと思う。

○委員 金融機関の件であるが、世田谷区にしかない金融機関なわけではないので、自治体をまたがっていろいろなところに支店もあるだろうし、自治体ごとにやる話なのかというのが疑問である。これは国にちゃんとやってと言えないのか。そういう意見交換を多分していると思うが、そちらの進捗も併せてやっていただきたい。皆さんの苦労が大変だと思った。

もう1点は、すきまを埋める仕組みがつくられるのは素晴らしいことだと思うが、あんしん事業についても、後見人制度についても、2か月置かないと手続ができないルールなのか。もっと早く手続してくれればいいのではないかと思うが、それを困難にしている理由が何かあるのか。

○会長 その点については前回は議論になったので、私から説明したいと思う。

2か月というのはルールではなくて、実際、そういう契約をするためには、その期間がどうしてもかかってしまう。これは世田谷区の社会福祉協議会の責任というよりも、実務上そうになってしまうということで、それは前回の審議会でも確認している。また、成年後

見制度は、さらに裁判所の関与もあるので、どうしても要する期間があるということで、それは前提として、今回、第8回で区のほうから提案いただいていると理解している。

○委員 それについては諦めるのか。

○会長 諦めるというか、それが前提であるということで、それこそ、先ほどの委員の話ではないが、世田谷区の社会福祉協議会の努力だけではどうしようもない状況であることは我々は認識している。

金融機関の問題は、委員おっしゃるところもあると思うので、世田谷区でこういう議論をしていて、区だけで解消できないときは、区から国に対して、それは都を通じてなのかどうかはいろいろあると思うが、そういうことも必要になるのではないかと思う。

いずれにしても、高齢社会で、皆さんが困っていることであるので、世田谷区はこういうことだという方向を出せば、国に対して働きかける、あるいは金融機関に対して働きかける一つの材料になるのではないかというつもりで私もこの議論に参加しているので、よろしく願います。

区のほうでも制度化に向けて実現するように努力するという話であるので、随時、この話は全区版地域ケア会議でなくて、審議会のたびに進捗状況の報告をしていただければ大変ありがたいと思うので、よろしく願います。

配付資料について説明があれば事務局から願います。

○保健福祉政策課長 児童相談所より内容を預かっている令和5年度世田谷区児童相談所運営状況（事業概要）等報告（速報版）について説明する。例年、子ども・若者部及び児童相談所において作成している運営状況等令和5年度分が速報版であるが、まとまったので、配付した。内容については、かがみ文の主な報告事項の抜粋、報告冊子を御覧いただきたい。確定版は令和6年12月頃の発行を予定している。それ以降に開催される審議会において改めて資料配付する予定である。

○会長 これはいずれ正式版が配られるということであるので、よろしく願います。

最後に、その他ということで、資料5が配られている。（仮称）第4次世田谷区住民活動計画（地域福祉活動計画）について、世田谷区社会福祉協議会から報告を願う。

（世田谷区社会福祉協議会事務局副参事 資料5 （仮称）第4次世田谷区住民活動計画（地域福祉活動計画）について説明、省略）

○会長 本件について意見等があれば受けるが、時間の関係もあるので、先ほどアンケートも求めているということであるので、意見等についてはそちらで寄せていただければと

思う。

以上で予定した案件は終了した。追加の意見等があれば事務局まで提出願いたい。

議題に関係なく、皆さんから何かあるか。

(なし)

○会長 事務局から連絡事項があればよろしくお願いします。

○保健福祉政策課長 次回の世田谷区地域保健福祉審議会は、改めて調整する。

○会長 以上をもって本日の審議会を閉会する。

午後 8 時44分閉会